

高島市監査委員公表第1号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第4項の規定に基づき平成27年度定期監査を執行したので、同条第9項の規定により、その結果に関する報告を次のとおり公表する。

平成28年2月23日

高島市監査委員 井口 與嗣隆

高島市監査委員 前川 勉

1. 監査の期間

平成27年12月9日から平成28年2月22日まで

2. 監査執行年月日および監査執行対象機関名

監査執行年月日	監査執行対象機関名	
平成27年12月15日	高島市民病院	
	健康福祉部	介護老人保健施設 陽光の里、長寿介護課、保険年金課、朽木診療所
平成27年12月16日		社会福祉課、健康推進課、高島こども園
平成27年12月17日	健康福祉部	子育て支援課、子ども家庭相談課、障がい福祉課、地域包括支援課
平成27年12月22日	健康福祉部	訪問看護ステーション
平成28年1月22日	農業委員会事務局	
平成28年2月1日	農林水産部	農業政策課、農村整備課
平成28年2月2日	土木上下水道部	土木課、都市計画課、交通対策課、上下水道課
平成28年2月3日	農林水産部	森林水産課
	消防本部	

3. 監査の範囲

平成27年4月から監査執行時までの財務およびこれらに関連する事務の執行状況

4. 監査の方法

監査の対象となる各機関に対し、あらかじめ5. の資料について提出を求め、この中から抽出により関係書類および諸帳簿等を求めるとともに、必要に応じて関係職員から事務の執行状況および内容等を聴取し、監査を実施した。

なお、次の機関については、書類監査を実施し、実地監査については省略した。

書類監査実施機関名
マキノ東こども園、マキノ西こども園、今津東保育園、朽木こども園、古賀保育園、さくら幼稚園、さくら保育園、なのはな幼稚園、なのはな保育園、カンガルー教室、マキノ児童館

5. 提出資料

- 1 職員数等調書
- 2 事務分掌表
- 3 重点事務事業調
- 4-1 指名競争入札に関する調
- 4-2 随意契約に関する調
- 4-3 用地買収契約状況調
- 4-4 補償契約状況調
- 4-5 指定管理施設に関する調
- 5 補助金および負担金交付状況調
- 6 過年度収入の処理状況調
- 7-1 各種研修会・視察等参加状況調
- 7-2 各種行事・講演会・研修会・教室等開催状況調
- 8 各種団体等事務取扱調
- 9 保管金等調
- 10 過去2か年度の監査結果および意見に対する措置等の状況調
- 11 懸案その他特に苦慮する業務の概要

〈こども園、保育園および幼稚園には次の資料を追加〉

- ・園児数および組数等
- ・施設の概要
- ・寄付採納状況調
- ・事故一覧表

6. 監査の結果

本年度の監査等計画の基本方針により、財務に関する事務の執行状況に加えて、補助金等交付の必要性・公益性、未収金の処理状況、指摘事項や要望事項等の措置状況について重点的に監査を実施した。

監査の結果、財務事務の執行は、概ね適正と認められた。

なお、特に改善が望まれる事項および意見等は次のとおりである。

〈高島市民病院〉

○研修会等開催時の講師にかかる報償費および費用弁償について

院内研修会等講師にかかる費用弁償旅費の支払いについて、所得税の課税対象であり、源泉徴収する必要があることから、実費額に所得税分を上乗せして講師本人の手取り額が鉄道運賃等の実費額となるようにした金額で支払われている事例が見受けられた。このような費用弁償額の算出は、妥当性を欠くものであり、支払い金額の根拠となる実費相当額で支払われるよう改められたい。また、講師謝礼についても同様に、講師本人の手取り額に1万円未満の端数が出ないように、その金額に所得税分を上乗せした金額で支払われている事例が見受けられた。講師との交渉によっては、そのような取り扱いをされることはやむを得ない場合があると考えるが、市の他部署との整合性に配慮し、病院としての支払い基準を持ち、適切に処理されるよう要望する。

〈社会福祉課、障がい福祉課〉

○高島市社会福祉団体補助金交付要綱について

補助金の補助または交付対象額については「事業に必要な経費」等、また補助金等の額については「当該年度の予算で定める額の範囲内」と規定されており、その算定根拠が明確になっていない。平成24年度の定期監査において、団体の運営補助に対する対象経費や補助率について明確に定めるよう、各課共通事項として指摘をしたところであり、両課で十分な協議を行い、要綱の見直しを検討するなど、改善を図りたい。

〈社会福祉課〉

○生活保護費返還金の債権管理について

過去3か年の生活保護費返還金における過年度分の調定額を確認したところ、平成25年度3,848,161円、平成26年度5,440,774円、平成27年度7,354,689円と増加傾向が続いている。一方、債権管理の状況について確認したところ、債権管理マニュアルの策定がされておらず、エクセルの一覧表で管理はされているものの、債権者ごとの台帳が作成されていない。また、督促の状況等は別の資料で管理がされているものの、複雑な事務処理のもと、債権者数が増えてきている現状において適切な債権管理をし難い状況が見受けられる。こうしたことから、債権管理マニュアルを早急に策定するとともに、債権管理システムの構築についても検討し、適正な債権管理に努められたい。

〈健康推進課〉

○予防接種の委託料について

市と医師会の協議により、市と各医療機関との間において全額公費助成による乳幼児等の予防接種の委託契約が交わされており、その委託料はワクチン代金に初診料等の診察料と注射手技料等の注射料を加算して算出されている。委託している予防接種は数種のものがあるが、同時接種が行われる場合もあり、事実上診察料が二重払いになることにより医師の利益が存在するかのような疑念を抱かれることが懸念される。現在の委託契約上、予防接種の同時接種において、接種したワクチン分の委託料が支払われることが不当とは言えないが、委託契約における価格設定は単独接種を前提にして定められている可能性が高く、同時接種が普及してきている今日において、契約内容を見直すことが必要であると考えため、予防接種事業の運営そのものに混乱が生じることがないように医師会と十分な協議を行うとともに、他の地方自治体の実態も調査するなどして、問題点を共有した上で、合理的な価格体系の設定に向けて取り組まれるよう要望する。

〈高島こども園〉

○現金の管理について

園では、職員給食負担金、延長保育利用料保護者負担金等の公金現金の徴収および保護者会費等の一時預かり金を取り扱っており、支所窓口等へ納付するまでの間金庫に保管されているが、現金の受払いおよび残高の確認についての記録がされていないため、後日確認の難しい状況が見受けられた。そのため、不正や事故防止の観点から、現金の受払いおよび残高を記録し、現金による保管額が即座に把握できるようにするとともに複数チェック体制を徹底し、内部統制、内部けん制が十分機能するよう努められたい。また、これらの現金の一部を集金袋で集金し担当保育士等の印鑑を押印し処理している事例が見受けられたが、職員の私印を押印し領収書に代えている点

について適切な対応を検討されたい。

○職員の勤務の振替等について

振替休日簿を確認したところ、平日の延長保育業務の勤務について、週休日・休日（以下、「週休日等」という。）の振替手続きにより、平日の勤務時間にその代替として休みを与えていた事例が見受けられた。週休日等の振替とは、週休日等とされた日において特に勤務することを命ずる必要がある場合に、勤務時間が割り振られた勤務日を当該週休日等と振り替えるものであり、平日における勤務時間を振り替えるものではない。また、週休日等に勤務する場合は4時間または1日を単位として振替休日または代休を取得するべきところであるが、4時間未満の単位で振替を行っていた事例が見受けられた。このように、週休日等の振替において不適切な事例が散見されたため、今後は関係法令等に則り、適正に行うよう十分注意されたい。

○災害対策について

園では、防災マニュアルを作成し、避難訓練を毎月1回実施するなど、意識的な取り組みがされている。しかし、保護者の遠方への勤務や核家族化など今日の家庭状況が多様化してきていることから、災害時、交通路の寸断等により、すぐに保護者が迎えに来られない場合の対応について、マニュアルの内容が十分でないとする。高島の将来を担う子どもたちの安全確保のため、実態を踏まえた上で、東日本大震災の教訓を得て考えられる範囲においてマニュアルの内容を一層充実させ、対応されたい。

〈子育て支援課〉

○高島こども園への監査意見等について

高島こども園に対して行った上記監査意見等について、他の市立こども園、保育園および幼稚園においても同様の処理・対応がされていないか確認を行い、同様の事案が見受けられる場合は改善されるよう指導を図られたい。

○マキノ東こども園給湯器シャワー室設置工事の設計および変更契約について

マキノ東こども園給湯器およびシャワー室設置工事において、随意契約による見積りを市内複数の業者から徴取後、シャワーユニットの規格不適合による設計誤りが判明したため、見積徴取を無効とし、その後見積りを再徴取し契約が締結されていた。さらに契約締結後、変更契約がされており、その理由について確認したところ、当施設が降雪地域にあることから冬期において配管が凍結する恐れがあるため、配管工事を外壁への吊り下げから埋設へ変更したとのことであった。こうしたことは当初の設計段階で事前調査と内容確認を適切に行っていれば、避けることができたと考えられるため、当初設計時に適正かつ十分な事前調査を行うとともに所属内での確認を徹底されたい。

〈土木課〉

○入札執行にかかる予算額の確保について

河川詳細設計業務委託や市道側溝改修工事において、入札執行の予定価格が予算額を超過している事例（落札額は予算額内）が見受けられた。落札額が予算額を超えたときには予算流用ができるよう財政課と協議は図られているものの、入札執行時に実際は予算額が確保されていなかったことから、事前に予算流用等により予算額を確保の上、入札執行を行われたい。

○除雪について

近年、自治会等が市の補助を受けるなどして除雪車を購入し、集落内の道路除雪を行っている。自治会等が除雪している集落内道路の中には、市が除雪することになっている市道も含まれている場合があるが、関連する地元と市道除雪業者間でのトラブルが生じないよう必要な調整を図り、一層適切な除雪体制の整備に努められたい。

〈交通対策課〉

○交通安全推進団体に対する補助金の交付について

高島市交通安全推進団体に対する補助金交付要綱によると、補助金対象となる事業については明記されているものの、具体的な対象経費の規定がなく、また補助金の額については「事業の内容に応じて市長が定めた額」と規定されており、その算定根拠が明確になっていない。平成24年度の定期監査において、団体の運営補助に対する対象経費や補助率について明確に定めるよう、各課共通事項として指摘をしたところである。また、当該補助金交付団体においては、積立金を保有している団体も見受けられることから、補助対象となる経費の範囲を要綱上でより具体的に明示し、補助金をどの経費に充当しているかを明らかにするとともに、団体の繰越金、積立金、長期的な収支などを確認しながら補助の必要性、補助金額等を決定し、適正な補助金の交付に努められたい。

〈上下水道課〉

○下水道水洗化率の向上について

本市における平成27年4月1日現在の公共下水道の水洗化率（下水道への接続率）は79.4%となっており、滋賀県平均92.6%と比べると低い数値となっている。水洗化が進まない主な理由は、経済的な理由や浄化槽を設置していること等が考えられるが、水洗化率の向上は、下水道使用料すなわち営業収益に直接影響するものであり、加えて、今後、本市の人口減少に伴う収益減も予想されることから、経営の安定を図る上で、水洗化普及促進に関する取り組みは重要と考えるため、現状分析と対応策を検討し、的確な対策を進められるよう努められたい。

以上の事項について、改善、検討の必要があると認められたので適切な措置を講じられたい。

なお、監査の過程において判明した軽易な事項については、その都度口頭で指摘していることから、本報告では省略するが、次の事項については、各課に共通して留意されたいこととして付記する。

〈共通事項〉

○写真の日付について

業務委託等している業者より業務等完了時に提出される写真や工事等検査時の写真について、業務完了日等が記載されている小黒板等が写っているものの文字が鮮明に写っていないものや写真自体に日付が挿入されていないものが見受けられた。当該写真については詳細な規定がないものの、業務の経過等を確認する重要なものであり、また、不正防止の観点からも、撮影日が特定できるよう記録を残すべきである。

また、本年1月に、市職員による団体会計の私的流用事件が発覚した。直接の原因は当該職員の公務員倫理の欠如にあるが、事件発生を未然に防止または早期に発見できなかった組織にも問題がある。

このことを改善すべく、さらなる内部統制機能の強化を図り、職員に不祥事を起こさせない組織体制を確保されたい。

以上